

堺市監査委員公表第34号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年10月11日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信 貴	良	太
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	定 期 監 査（工事監査）	
監 査 実 施 期 間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 6 月 27 日	
措置を講じた部局等	上下水道局	
指 摘 事 項 等	措 置 内 容	所管部課
4 浅香山配水場ポンプ棟ほか屋根改修工事 設計図では、ポンプ棟及び監視棟外部周辺に、建枠寸法 1,200 枠の外部足場を軒下まで設置としている。 しかし、公共建築工事積算基準の枠組本足場の設置標準では、6 階建以上が 1,200 枠としており、本工事の改修内容及び施工規模（2 階建及び平屋建）から判断すると、建枠寸法 900 枠が標準である。 外部足場を指定仮設として設計図に表記する場合は、工事規模や工事内容に応じて、安全性・作業性・経済性の面から総合的に施工方法を判断し、適正に計画する必要がある。	本工事の実施設計業務では、軒下まで建枠寸法 1,200 枠の外部足場を設置後、足場外周部に屋根上まで安全手すりを設置し、別途屋根上まで昇降足場を設置することで、アスベストを安全に除去できると考えましたが、公共建築工事積算基準の枠組本足場の設置の標準と照合、比較、検証が十分にできていませんでした。 今後は、公共建築工事積算基準の枠組本足場の設置の標準に基づいて比較検証し、建物規模や安全性・作業性・経済性の面から総合的に判断することで適正に計画します。 また、当該是正、改善等措置内容を、令和 6 年 7 月 31 日の管理職全体会議にて情報共有するとともに、今後の建築工事の設計にあたっては、本工事と類似する工事を発注している下水道施設課等と連携し、再発防止に取り組みます。	水道部 水運用管理課